

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和元年7月11日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和元年7月11日（木） 午前10時00分から 午前10時15分まで	
開 催 場 所	市役所別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和元年7月11日(木)
午前10時00分から
午前10時15分まで
市役所別館5階 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

埼玉県知事選挙関係

- 議案第59号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- 議案第60号 開票管理者の選任について
- 議案第61号 開票管理者の職務代理者の選任について
- 議案第62号 登録の移替えの延期を定めることについて
- 議案第63号 投票所の場所の指定について
- 議案第64号 期日前投票所の指定について
- 議案第65号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- 議案第66号 開票の日時及び場所の決定について
- 議案第67号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- 議案第68号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	長	細田昭司
委員長職務代理		加藤洋子
委員		曾根田晴美
委員		門傳忠二

事務局（3人）

事	務	局	選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事	務	局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高 田 隆 男
事	務	局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 選挙管理委員会臨時会 出席一覧表
- ・ 議案第59号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第60号 開票管理者の選任について
- ・ 議案第61号 開票管理者の職務代理者の選任について
- ・ 議案第62号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・ 議案第63号 投票所の場所の指定について
- ・ 議案第64号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第65号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- ・ 議案第66号 開票の日時及び場所の決定について
- ・ 議案第67号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第68号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開会いたします。

参議院通常選挙も順調にスタートしましたが、今後も緊張感を持って職務に臨みたいと思います。本日は、来る8月25日執行の知事選挙関係の議案でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規程第18条の規定によりまして、門傳委員よろしく願いいたします。

○門傳委員

はい、了解しました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第59号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。埼玉県知事選挙関係でございます。

「議案第59号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第59号 ポスター掲示場設置の場所の決定について。

議案を御覧ください。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

議案をおめぐりいただきますと、第1投票区から第23投票区までのポスター掲示場の設置場所

につきまして記載してございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって議案第59号は原案のとおり決しました。

◎4 議案 埼玉県知事選挙関係 議案第60号 開票管理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第60号 開票管理者の選任について」を議題といたします。

本議案は、私の一身上に関することとございますので、委員長席を加藤職務代理と交代し、退席いたします。

では、お願いします。

[細田委員長 退場]

○加藤委員長職務代理

委員長が退出いたしましたので、加藤代理が司会をさせていただきます。しばらく委員長の職務を行いますので、議案第60号について、事務局の説明を求めます。

お願いします。

○事務局・高田主幹

議案第60号、開票管理者の選任について。

議案を御覧ください。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、細田委員長に開票管理者をお願いするものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長職務代理

ただいま説明がありましたが、何か質疑ございますか。

(なし、の声)

ほかに質疑ありませんか。

では、これで採決いたします。

議案第60号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交代いたします。

よろしく申し上げます。

[細田委員長 入場]

◎4 議案 埼玉県知事選挙関係 議案第61号 開票管理者の職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第61号 開票管理者の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本議案は、加藤職務代理の一身上に関するものでございますので、加藤職務代理の退出を求めます。

では、退出していただけますか。すみません。

○加藤委員長職務代理

失礼します。

[加藤委員長職務代理 退場]

○細田委員長

それでは、提案理由の説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第61号 開票管理者の職務代理者の選任について。

議案を御覧ください。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、知事選の開票管理者の職務代理者につきまして、加藤職務代理にお願いするもの
でございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

では、加藤職務代理、入室をお願いします。

[加藤委員長職務代理 入場]

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第62号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第62号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

議案第62号 登録の移替えの延期を定めることについてでございます。

議案を御覧ください。

埼玉県知事の任期が令和元年8月30日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求め
る。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間は、令和元年7月16日から令和元年8月25日まででございます。
す。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第63号 投票所の場所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第63号 投票所の場所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹。

○事務局・高田主幹

それでは、議案を御覧ください。

議案第63号 投票所の場所の指定についてでございます。

議案を御覧ください。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

下に表がございます。第1投票区から第23投票区の投票所について記載してございます。変更はございません。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第64号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第64号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第64号 期日前投票所の指定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所を、朝霞市役所内、朝霞台出張所内に設けまして、期間につきましては、令和元年8月9日から令和元年8月24日までとしております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第65号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第65号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第65号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項又は同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1 日時 令和元年8月22日、午後5時5分。

2 場所 朝霞市役所内。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第66号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第66号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第66号 開票の日時及び場所の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

- 1 日時 令和元年8月25日、午後9時。
- 2 場所 朝霞市立総合体育館サブアリーナ。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第67号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第67号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第67号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の委員会の定める日は、告示日前2日（8月6日）とすることについて議決を求める。

令和元年7月11日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第67号について、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第68号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定める
くじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第68号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第68号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年7月11日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1 日時 令和元年8月8日 午後5時5分。

2 場所 朝霞市役所内。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第68号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案68号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり承認されました。

◎5 閉会

○細田委員長

以上で、議題を終了いたします。

この際でございますが、委員の方から何か気が付いたこととかありますでしょうか。

大丈夫ですか。

なければ、事務局から何か報告事項等ございますか。

○事務局・高田主幹

特にございません。

○細田委員長

ないですか。

それでは、以上をもちまして朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。